

# 尾張旭市新池交流館指定管理者募集要項

平成28年6月

尾張旭市

指定管理者制度は、公の施設の管理業務を市が指定する民間事業者等に代行していただく制度で、民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費の縮減を図るものです。

本市では、都市公園である新池公園内の尾張旭市新池交流館の平成29年4月からの管理運営について第3期指定管理者となつていただける創意工夫のある民間事業者等を募集します。

## 1 募集の概要

指定管理者を公募する施設等の概要は次のとおりです。

- (1) 施設名称  
尾張旭市新池交流館
  - (2) 所在地  
尾張旭市南栄町旭ヶ丘173番地
  - (3) 業務内容  
別添「尾張旭市新池交流館指定管理業務仕様書」及び「基本協定書（案）」参照
  - (4) 指定の期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5か年）
  - (5) 管理経費  
127,000,000円 {5年分の上限額（算出根拠は別添参照）}
- ※ 上記の金額内で、指定期間(5年間)を通じ現行消費税率(8%)にて積算した金額をご提案ください。  
なお、消費税率等に変更が生じた場合は、ご提案いただいた額をもとに、別途、市と選定業者との協議により決定します。

## 2 応募の資格

- (1) 応募資格  
法人又はその他の団体（以下「団体」という。）で、尾張旭市新池交流館の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者。（個人での応募は不可。）  
また、複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」という。）もできます。その場合には、代表団体を定めてください。（他の団体は構成団体とします。）また、グループ応募の構成団体は、他のグループ応募の構成団体となること又は単独で申請を行うことはできません。
- (2) 応募者の制限  
次に該当する団体は、応募者となることができません。  
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合  
イ 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中の場合  
ウ 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過していない場合  
エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生手続き又は再生手続き中の場合  
オ 最近3年間の法人税（法人以外の団体の場合は、代表者の所得税）、消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している場合  
カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等の場合  
キ 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当する場合  
※ 上記合意書に基づき、応募者全員（グループ応募の場合は構成団体を含む。）の役員名簿を愛知県守山警察署へ提出し、排除対象法人等に該当するか否かを照会します。

ク 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する場合

### 3 応募の方法

応募しようとする団体は、次の書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 収支計画書（様式3-1、3-2）

エ グループ応募構成表（様式4）※グループ応募の場合のみ

オ 団体に関する書類

※ グループ応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出してください。

(7) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(i) 役員名簿（氏名（フリガナ）、生年月日及び性別が記載されたもの）

(ii) 法人にあっては、

a 当該法人の登記事項証明書（現在事項証明書）

b 過去3か年の法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書  
《税務署で発行》

納税証明書（その1）…法人税に係るもの

納税証明書（その3の3）…法人税、消費税及び地方消費税に係るもの  
《市町村で発行》

納税証明書…法人市町村民税に係るもの

c 過去3か年の貸借対照表及び損益計算書

d 過去3か年の人員表

e 会社概要や法人の活動を記したパンフレットがある場合は、添付してください。

(ii) その他の団体にあっては、

a 過去3か年の収支決算書

b 代表者の過去3か年の申告所得税、消費税、地方消費税及び市町村民税の納税証明書  
《税務署で発行》

納税証明書（その1）…申告所得税に係るもの

納税証明書（その3の2）…申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの  
《市町村で発行》

納税証明書…市町村民税に係るもの

c 代表者の身元証明書及び履歴書

d 過去3か年の人員表

(iii) 誓約書（様式5）

#### (2) 提出部数

原本1部（クリップ止め、A4判 片面印刷）

コピー8部（左とじ A4判 両面印刷）

※ 事業計画書（様式2）及び収支計画書（様式3-1、3-2）は、電子データを併せて提出してください。（E-mail [siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp](mailto:siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp)）

#### (3) 提出期間

平成28年8月1日（月）から平成28年8月5日（金）まで（必着、郵送不可）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

#### (4) 提出先

尾張旭市役所市民生活部市民活動課（〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1）

#### (5) 留意事項

受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められません。

## 4 選定の方法

### (1) 審査方式

応募書類及び面接審査（プレゼンテーション）により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査による1次審査を行い、上位5者程度を対象にプレゼンテーションによる2次審査を行います。

### (2) 選定会議による審査

指定管理者選定に関する審査基準表（別添参照）に基づき、本市職員及び外部アドバイザーによる指定管理者選定会議で総合評価により審査します。

### (3) 候補者の選定

審査により順位付けし、(4)による選定結果の通知の後、最も上位の応募者から優先して指定管理者候補者の選定に関する交渉を行います。

### (4) 選定結果の通知等

選定結果は、選定後、応募者全員に対して速やかに文書でお知らせします。また、文書発送後、応募者名、会議の概要及び審査結果等を、本市のホームページに掲載し、公表を行います。

### (5) 協議・協定の締結

選定された候補者と事前に協定内容を協議し、市議会で指定の議決を経たうえで協定を締結します。

## 5 説明会の開催

次のとおり施設に関する説明会及び施設見学会を開催します。参加を希望される場合には、平成28年7月15日(金)までに申込書（様式6）によりお申し込みください。（ファクス、電子メール可。）

### (1) 日時

平成28年7月22日(金) 午後2時30分から午後3時30分まで

### (2) 場所

尾張旭市新池交流館 1階 研修室

### (3) 会場の都合により、出席者は1団体につき2名以内でお願いします。

## 6 質疑回答

応募にあたっての質疑は次のとおりとします。

### (1) 質問の受付

質問事項を質問書（様式7）に記入し、市民生活部市民活動課に平成28年7月22日(金)から7月26日(火)までに提出してください。（土・日曜日及び祝日を除く。ファクス、電子メール可。）

### (2) 質問の回答

質問に対する回答は、説明会に参加いただいた事業者全員にファクス又は電子メールにより行います。

## 7 スケジュール

指定管理者の指定に関するスケジュールは、概ね次のとおりです。

項 目	日 程
公募の公表	7月1日(金) 広報・ホームページ掲載
募集要項等の配布期間	7月1日(金)～14日(木) ※ 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は配布しません。)
説明会	7月22日(金) 午後2時30分～午後3時30分
質疑受付期間	7月22日(金)～26日(火) ※ 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は受付しません。)
質疑の回答	8月1日(月) 予定
応募書類の受付期間	8月1日(月)～5日(金) ※ 午前8時30分～午後5時15分
面接審査(プレゼンテーション)	8月下旬
候補者の選定	10月初旬
協定の締結・業務開始の準備	12月下旬(12月市議会定例会の議決後)

## 8 留意事項

- (1) 追加資料の提出  
市が必要と認めたときは、追加の資料を求めることがあります。
- (2) 応募に係る費用  
応募書類等の提出、プレゼンテーションの実施その他応募に要する費用については、全て応募者の負担とします。  
※ プレゼンテーションを実施する上で、ホワイトボード、スクリーン及びプロジェクターは、本市にて用意します。その他パソコン等必要な機器については応募者で用意をしてください。
- (3) 応募書類の取扱い  
提出された応募書類は、指定管理者の選定に使用し、その他の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却しませんが、本市において適切に管理します。  
ただし、応募書類は、尾張旭市情報公開条例(平成12年条例第25号)第7条に定める非公開情報(団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など)を除き公開の対象となります。
- (4) 応募の辞退  
やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出してください。
- (5) 失格  
応募内容に偽りが判明したときは、その団体を失格とする場合があります。
- (6) 公租公課  
指定管理者となられた場合の法人市町村民税等各種税の取扱いは、総務部税務課などにお問い合わせください。
- (7) 仕様書及び基本協定書(案)  
業務内容等の詳細については、別添仕様書、指定管理者モニタリングの手引き及び基本協定書(案)を参照してください。

### 【募集に関する問い合わせ先】

尾張旭市役所市民生活部市民活動課コミュニティ係  
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
電 話 0561-76-8126  
F A X 0561-52-0831  
メー ル siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp